

「快適トイレ」設置基準



国土交通省は、建設現場に設置する「快適トイレ」の標準仕様を決定し、平成28年10月以降の建設工事に義務付けをしました。

そこで静岡市では、発注金額や現場入場者数に見合った設備基準を作成し、平成29年7月から導入しました。

【静岡市版快適トイレの仕様】

① 快適トイレに求める機能及び備品

- (ア) 洋式便座
- (イ) 便座除菌シート等の衛生用品
- (ウ) 水洗（簡易水洗、し尿処理装置付きも含む）
- (エ) 匂い逆流防止機能付き（フラッパー機能）（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- (オ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）
- (カ) 照明設備（電池式可）（夜間工事や現場が暗い等の支障がなければ設置しなくても良い）
- (キ) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設の備機能（耐荷重5kg以上）
- (ク) 手の洗える設備（アルコールスプレー等による対応も可）

② 女性専用快適トイレに求める機能及び備品

- (ケ) 上記（ア）～（ク）までの機能及び備品
- (コ) 男女別明確な表示
- (サ) 出入りの様子が見えない対応（別方向入口や目隠し等）
- (シ) サニタリーボックス

【静岡市版快適トイレの設置基準】

① 静岡市版快適トイレ

- (ア) 予定価格が80,000千円以上の建設工事においては上記規定による（以下同じ）快適トイレを1基以上設置する。

② 女性専用快適トイレ

- (イ) 予定価格が150,000千円以上の土木一式工事においては、上記の静岡市快適トイレとは別に女性専用快適トイレを1基以上設置する。
- (ウ) 予定価格が300,000千円以上の建築一式工事においては、上記の静岡市版快適トイレとは別に女性専用快適トイレを1基以上設置する。
- (エ) 上記基準に該当しない工事においても、建設現場のトイレの快適化に考慮すること。
※設置に際しては監督員と協議のうえ設置するものとする。